

# 借入お申し込みの方へ

## (その他重要事項説明書)

下記事項は、当金庫とお取り引きしていただくに当たり、信用金庫取引約定書・個別契約書には記載されていない詳細事項で、事前に承知していただきたい事項を示してありますので、当金庫職員の説明と合わせよくお読みください。

共通事項	<p>① 融資金はお客様の口座に全額を直接入金する方法とします。お利息・印紙代または保証料など、その際にお支払いいただくものがある場合は、あらかじめその旨の取り決めをしたうえで、口座に入金後小切手または払戻請求書などの発行なしで、口座からお支払いいただくこととなります。</p> <p>② 預金口座から振り替える返済方法で、ご指定の預金口座の残高が毎月の返済額に不足する場合は、一部分のみ返済に充当する取扱はできません。すべて延滞となりますのでご注意ください。</p> <p>③ 当金庫の取引店舗以外を支払場所とする小切手によるご返済は、お客様の預金口座から小切手の取立を行い、資金化したあとで返済に充当することとなります。</p> <p>④ <b>預金口座から振り替える返済方法において、当日に公共料金等の自動支払或小切手の呈示など、他に支払うべきものがある場合でも、原則、当金庫の貸出金の返済を先に行います。</b></p> <p>⑤ 信用金庫取引約定書、または今回ご契約の契約書に定めてあります<b>期限の利益喪失（期限前の全額返済義務）</b>条項に記載されている<b>事実が発生しますと、直ちに全額を一括してご返済いただくこととなります。</b>その場合に保証人・担保提供者に対しての通知・ご返済の請求も同時に行うこととなります。</p> <p>⑥ 設備資金の融資など、資金使途確認のため領収書写しを提出していただくことがあります。</p> <p>⑦ ご融資の際に、手形や契約書等に貼付する印紙等はおお客様にご負担いただきます。</p> <p>⑧ お客様の借入金を保証していただいている方（保証人）には、保証の内容についてその方にお伝える義務がありますのでご承知願います。</p> <p>⑨ 信用金庫では営業地域が定められていて、(原則) その地域内に居住・勤務または営業をされている方のみにご融資することができます。したがって、ご融資後に地域外に転居または転勤されますと、一括でご返済をお願いすることとなります。</p>
割引手形	<p>① 割引手形で取り扱える手形は、手形の支払期日が原則として割引の実行日から6営業日以上の期間を必要とします。</p> <p>② 支払期日が金融機関の休日の場合は、手形の決済がその翌営業日となりますので、割引料はその手形の決済日まで計算されます。</p> <p>③ 割引料のほか、手形取立手数料もおお客様にご負担していただきます。</p> <p>④ お客様のご依頼により割引させていただいた<b>手形が不渡りになったり、手形支払人が倒産等した場合は、まだ手形期日が未到来であったとしても、当該支払人の手形全部を買戻していただくこととなります。</b>また、当該支払人が廃業等をした場合も、買戻していただくことがあります。</p> <p>⑤ <b>お客様ご自身が万—上記のような事態となった場合は(期限の利益を喪失した場合は)、すべての銘柄の手形を買戻していただくこととなります。</b></p> <p>⑥ 不渡手形を買戻しの場合は、手形元金のほか買戻日までの損害金と不渡り手形返却料をご負担していただきます。</p>
手形貸付	<p>① 手形貸付のお利息は、先払いしていただきますが、借入日から支払期日(返済日)までの分を計算します。手形書替および書替と同一視される新規のご融資の場合は、書替日および新規貸出日の翌日から支払期日(返済日)まで計算します。</p> <p>② 手形の支払期日と最終返済期日が異なる場合がありますが、その間は手形を書替していくこととなります。その場合の手形期間は通常は3カ月程度でお願いしています。</p> <p>③ お客様の状況が変化した場合などに、<b>最終返済期限にかかわらず手形債権として手形期日に請求させていただくこともあり得ます。</b></p> <p>④ 一般的に<b>延滞が3か月以上になりますと、当金庫の通知によりすべての債権の期限の利益の喪失手続を行うこととなりますので、</b>そのような懸念がある場合は事前に相談されるようお願いいたします。なお、利息の延滞や手形の手書替未了も延滞に含まれます。</p> <p>⑤ 手形貸付には、専用手形用紙を使用しますので、手形貸付用約束手形用紙代金として当金庫所定の手数料をご負担いただきます。</p>

証書貸付	<p>① ご返済において、お客様がご指定の約定返済日を1日でも遅滞されますと当日支払うべき元金に対し、年14.5%の遅延損害金が加算されます。この結果、返済額に不足が生じる場合がありますので、約定返済日を経過後のご返済の際にはこのことにご注意ください。なお、約定返済日が金融機関の休日となる場合の返済日は、その日の翌営業日となり遅延損害金は生じませんが、翌営業日を超えてのご返済は約定返済日の翌日から遅延損害金が発生しますのでご注意ください。</p> <p>② 融資条件を変更される場合は、当金庫所定の手数料が必要となります。</p> <p>③ 一部繰り上げ返済は約定返済日以外の日にはお受けできません。また、事前準備のためにその日の3営業日前までに当金庫に繰り上げ返済の連絡をしていただく必要があります。なお、ボーナス返済併用でボーナス返済部分全額の繰り上げ返済は可能ですが、均等返済部分のみ全額返済し、ボーナス返済部分だけが残るような繰り上げ返済はできません。</p> <p>④ 一部繰り上げ返済ができる金額は、返済が均等返済のみの場合は月単位の元金返済額の合計額、ボーナス返済併用の場合は6カ月単位で取りまとめた毎月の返済元金とその期間中のボーナス返済元金の合計額という制約があります。</p> <p>⑤ <b>延滞を理由とする期限の利益の喪失は、とくに定めがない場合は、通常、延滞が3回になると行いますのでご注意ください。</b></p>
当座貸越	<p>① <b>期限更新等の際に、ご年齢や事業の状況によって制限がある場合があります。</b></p> <p>② <b>お客様の死亡や税金の滞納処分を受けた場合、または保証人の死亡や保証人・担保提供者の破産等があった場合は貸越を停止させていただきます。また、根抵当権にそれ以外の確定事由が生じた場合も貸越を停止させていただきます。</b></p>
電子記録債権割引	<p>① 当金庫でお取り扱いができる電子記録債権は、商取引に基づき発生したでんさいネット(株式会社全銀電子債権ネットワーク)を指します)が取り扱う電子記録債権となります。</p> <p>② 電子記録債権割引で取り扱える電子記録債権の支払期日の範囲は、割引実行日から7営業日以上1年以内の期間となります。</p> <p>③ 支払期日が金融機関の休日の場合は、電子記録債権の決済がその翌営業日となりますので、割引料はその電子記録債権の決済日まで計算されます。</p> <p>④ 割引料のほか、でんさい割引手数料もおお客様にご負担していただきます。</p> <p>⑤ お客様のご依頼により割引させていただいた<b>電子記録債権が支払不能になったり、電子記録債権の支払人が倒産等した場合は、まだ電子記録債権の期日が未到来であったとしても、当該支払人の電子記録債権全部を買戻していただくこととなります。</b>また、当該支払人が廃業等をした場合も、買戻していただくことがあります。</p> <p>⑥ <b>お客様ご自身が万—上記のような事態となった場合は(期限の利益を喪失した場合は)、すべての銘柄の電子記録債権を買戻していただくこととなります。</b></p> <p>⑦ 支払不能電子記録債権の買戻しの場合は、電子記録債権元金のほか買戻日までの損害金をご負担していただきます。</p>
代理貸付	<p>① 代理貸付は、委託金融機関とあらかじめ保証割合を定めて、その部分を当金庫が保証するご融資です。</p> <p>② 当金庫が委託金融機関(たとえば日本政策金融公庫等)に保証履行をする場合に、当初取り決めの保証割合(例:日本政策金融公庫の50%)を超えて履行する場合もあります。</p> <p>③ 当金庫が一部分保証履行した以後の当該代理貸付の返済は、按分充当約款により当金庫と委託金融機関とで債権額で按分することとなります。</p> <p>④ 当金庫のご融資において、期限の利益の喪失事項記載の事実が生じれば、代理貸付も同様に期限の利益を失うこととなります。</p> <p>⑤ 代理貸付の(一部)繰り上げ返済の場合に、所定の手数料がかかる場合があります。</p>
(根)抵当権設定契約	<p>① <b>抵当権は、特定の貸出金の元金と、原則2年分の利息・損害金を担保します。</b></p> <p>② <b>根抵当権は、反復継続して発生する貸出金の元金に利息・損害金を含めて、あらかじめ定めた債権の極度額まで担保するものです。</b></p> <p>③ 根抵当権の極度額は、融資限度額を意味するものではありません。また、一時的に貸出金残高が「0」となっても、根抵当権が消滅するものでもありません。</p> <p>④ 土地の上に建物を建てるなど担保にいただいた不動産に変更を加える場合、または相続で担保不動産の所有者が代わる場合など、<b>担保不動産の権利関係に変更が生ずる場合は、事前に当金庫にお知らせいただき、当金庫の承諾を得ていただくことが必要になります</b>のでご承知おき下さい。</p> <p>⑤ 返済不履行等がありますと、当該不動産から生じる賃貸料にも権利行使させていただくことがありますのでご承知下さい。</p> <p>⑥ (根) 抵当権の設定にあたっては、登記していただくこととなりますが、登記費用はおお客様のご負担となります。</p> <p>⑦ 根抵当権設定契約において根抵当権の確定期日(根抵当権の確定する日)は定めない取扱としますが、根抵当権設定者(担保不動産の名義人)には設定後3年経過しますと確定の請求ができる制度があります。とくにお客様以外の方が担保提供者である場合で、確定請求がありますと以後のご融資は担保されなくなりますので、お客様のご意向にかかわらず手形貸付の更改ができなくなる等の制約が生じます。</p> <p>※ 根抵当権の確定とは、それまで極度額を限度として反復継続して発生する貸出金を担保していた根抵当権が、確定した時点で残存する債権を担保するものとして特定(確定)され、その後に新たに発生する貸出金は担保されなくなることを言います。</p>